

社会福祉法人大町市社会福祉協議会 次世代育成支援行動計画（第 1 回）

平成 23 年 4 月 1 日

大町市社会福祉協議会は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つための取り組みとして、職員が仕事と家庭の両立を図りやすい職場環境づくりを進めるため、次のとおり行動計画を策定しました。

記

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの 2 ヶ年

2. 行動（実施）内容

目標 1 家族との団欒の時間を増やすため、職員 1 人あたりの所定外労働時間を、月平均 30 分削減する。

目標達成のための対策	実施時期
毎週水曜日のノー残業デイを周知徹底する。	計画期間中随時
安全衛生委員会において、所定外労働の発生原因の調査と業務の効率化策を検討し、実施する。	平成 23 年 6 月～ 平成 24 年 3 月
安全衛生委員会において、平成 23 年度における所定外労働の実績の評価と更なる対策を検討し、実施する。	平成 24 年 4 月～ 平成 25 年 3 月

目標 2 心身のリフレッシュのため、職員 1 人あたりの年次有給休暇の取得率を、45%以上の水準にする。

目標達成のための対策	実施時期
安全衛生委員会において、職場ごとの年次有給休暇取得率の評価と取得率向上の対策を検討し、実施する。	平成 23 年 6 月～ 平成 24 年 3 月
職員ごとの年次有給休暇取得率を調査し、取得率の低い職員について、所属長を通じて年次有給休暇の取得を促す。	計画期間中随時

目標 3 3 歳未満の子を養育する職員が、子育てにも多くの時間を持てるよう、育児短時間勤務制度の利用件数を、計画期間中 2 件以上とする。

目標達成のための対策	実施時期
全ての職員への育児短時間勤務制度の周知	平成 23 年 7 月
3 歳未満の子を養育する職員を把握し、所属長を通じて育児短時間勤務制度の利用を促す。	計画期間中随時

目標 4 職員の勤労意欲の向上のため、職員とその家族に対する福利厚生制度を充実する。

目標達成のための対策	実施時期
慶弔見舞金制度の創設	平成 23 年 4 月
職場委員会において、職員の意見を聞き、福利厚生制度の見直しを行う。	計画期間中随時